

別表 1 対象住宅の要件（第 2 条関係）

1 対象となる住宅
次の各号の全てを満たす住宅とする。 (1) リノベーション工事を行った既存住宅であること。 (2) リノベーション工事後に断熱等性能等級 6 又は 7 の省エネ性能を有していること。 (3) リノベーション工事後に耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1 以上かつ耐震等級（構造躯体の損傷防止）1 以上の性能を有していること (4) 次のいずれかの再エネ設備を備えていること。（第 6 条又は第 8 条に規定する申請時に既に設置されている場合を含む） ア 太陽光発電設備（戸当たり 3 kW 以上の発電能力を有するものに限る。） 敷地内に設置された定置用であり、かつ一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）等からの太陽電池モジュール認証を受けたもの イ 太陽熱利用設備 強制循環式のもので、JIS A4112:2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。） (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域外の住宅であること。
2 必須とする一定以上の躯体の断熱改修
次の各号のいずれかの躯体の断熱改修とする。 (1) 外壁については3.5立米以上の断熱材を使用する断熱改修 (2) 屋根・天井については4.0立米以上の断熱材を使用する断熱改修 (3) 床については0.45立米以上の断熱材を使用する断熱改修

別表 2 予約申請提出書類（第 6 条関係）

1 子育て世代の住替え補助対象世帯
(1) 既存住宅改修型 ア 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し（申請時点において取得後 3 か月以内に現況と変更がないもの） イ 子育て世代に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し ウ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類 ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し ・結婚式場の契約書など婚姻予定であることが分かる書類 ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し エ 既存住宅の建築年次が確認できる書類

- オ 既存住宅が建築確認を得て着工されたことがわかる書類
- カ 既存住宅の断熱等性能等級が5以下であることが確認できる書類（既存住宅の設計住宅性能評価書、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価書等、自己評価含む）
- キ 既存住宅の売買契約書の写し
- ク 既存住宅の売買契約書の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が既存住宅に係る契約であること分かる書類
- ケ 第6条第2項に規定する書面の写し
- コ 第6条第2項に規定する書面の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が既存住宅に係る契約であること分かる書類
- サ 既存住宅が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域外であることを示した次のいずれかの地図
 - ・所在地の位置を示した横浜市行政地図情報システム（わいわい防災マップ（土砂災害））
 - ・所在地の位置を示した神奈川県土砂災害警戒情報システム（土砂災害警戒区域等）

(2) 買取再販型

- ア 既存住宅の建築年次が確認できる書類
- イ 既存住宅が建築確認を得て着工されたことがわかる書類
- ウ 既存住宅の断熱等性能等級が5以下であることが確認できる書類（既存住宅の設計住宅性能評価書、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価書等、自己評価含む）
- エ 第6条第2項に規定する書面の写し
- オ 第6条第2項に規定する書面の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が既存住宅に係る契約であること分かる書類
- カ 既存住宅が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域外であることを示した次のいずれかの地図
 - ・所在地の位置を示した横浜市行政地図情報システム（わいわい防災マップ（土砂災害））
 - ・所在地の位置を示した神奈川県土砂災害警戒情報システム（土砂災害警戒区域等）

2 定住補助対象世帯

(1) 既存住宅改修型

- ア 補助対象者の住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）
- イ 既存住宅の所有者が分かる書類
- ウ 既存住宅の建築年次が確認できる書類
- エ 既存住宅が建築確認を得て着工されたことがわかる書類
- オ 既存住宅の断熱等性能等級が5以下であることが確認できる書類（既存住宅の設計住宅性能評価書、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価書等、自己評価含む）
- カ 第6条第2項に規定する書面の写し
- キ 第6条第2項に規定する書面の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当

該書面が既存住宅に係る契約であること分かる書類 ク 既存住宅が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域外であることを示した次のいずれかの地図 ・所在地の位置を示した横浜市行政地図情報システム（わいわい防災マップ（土砂災害）） ・所在地の位置を示した神奈川県土砂災害警戒情報システム（土砂災害警戒区域等） (2) 買取再販型 ア 既存住宅の建築年次が確認できる書類 イ 既存住宅が建築確認を得て着工されたことがわかる書類 ウ 既存住宅の断熱等性能等級が5以下であることが確認できる書類（既存住宅の設計住宅性能評価書、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価書等、自己評価含む） エ 第6条第2項に規定する書面の写し オ 第6条第2項に規定する書面の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が既存住宅に係る契約であること分かる書類 カ 既存住宅が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域外であることを示した次のいずれかの地図 ・所在地の位置を示した横浜市行政地図情報システム（わいわい防災マップ（土砂災害）） ・所在地の位置を示した神奈川県土砂災害警戒情報システム（土砂災害警戒区域等）	3 共通 その他市長が必要と認める書類
--	-----------------------------------

別表3 本申請提出書類（第8条関係）

1 子育て世代の住替え補助対象世帯 (1) 既存住宅改修型 ア 横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約 イ 第3条第1項第5号に規定する契約に係る書面の写し ウ 第3条第1項第5号に規定する契約に係る書面の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が既存住宅に係る契約であること分かる書類 エ 対象住宅の改修計画図面（配置図、平面図、立面図、断面図等） オ 別表1第2項に規定する一定以上の断熱材を使用した躯体の断熱改修工事の契約がわかる書面の写し（当該書面又は付属する仕様書、内訳書等において、施工される断熱材の使用量が分かること） カ 別表1第1項第4号に規定する再エネ設備を備えていることが分かる書類 (ア) 太陽光発電設備 (ア)-1 発電量が分かる書類及び製品カタログ等及びJ E T等の認証書 (ア)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類 (イ) 太陽熱利用設備
--

(イ)-1 製品カタログ等及び別表 1 第 1 項第 4 号イに適合していることがわかる書類

(イ)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類

キ 当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類

(2) 買取再販型

ア 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し（申請時点において取得後 3 か月以内に現況と変更がないもの）

イ 子育て世代に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し

ウ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類

- ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し
- ・結婚式場の契約書など婚姻予定であることが分かる書類
- ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し

エ 第 3 条第 1 項第 5 号に規定する契約に係る書面の写し

オ 第 3 条第 1 項第 5 号に規定する契約に係る書面の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が対象住宅に係る契約であること分かる書類

カ 横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約

キ 対象住宅の改修計画図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）

ク 別表 1 第 2 項に規定する一定以上の断熱材を使用した躯体の断熱改修工事の実施がわかる書面の写し（当該書面又は付属する仕様書、内訳書等において、施工される断熱材の使用量が分かること）

ケ 別表 1 第 1 項第 4 号に規定する再エネ設備を備えていることが分かる書類

(ア) 太陽光発電設備

(ア)-1 発電量が分かる書類及び製品カタログ等及び J E T 等の認証書

(ア)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類

(イ) 太陽熱利用設備

(イ)-1 製品カタログ等及び別表 1 第 1 項第 4 号イに適合していることがわかる書類

(イ)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類

コ 当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類

2 定住補助対象世帯

(1) 既存住宅改修型

ア 横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約

イ 第 3 条第 2 項第 1 号ウに規定する契約に係る書面の写し

ウ 第 3 条第 2 項第 1 号ウに規定する契約に係る書面の写しに対象住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が対象住宅に係る契約であること分かる書類

エ 対象住宅の改修計画図面（配置図、平面図、立面図、断面図等） オ 別表 1 第 2 項に規定する一定以上の断熱材を使用した躯体の断熱改修工事の契約がわかる書面の写し（当該書面又は付属する仕様書、内訳書等において、施工される断熱材の使用量が分かること） カ 別表 1 第 1 項第 4 号に規定する再エネ設備を備えていることが分かる書類 （ア） 太陽光発電設備 （ア）-1 発電量が分かる書類及び製品カタログ等及び J E T 等の認証書 （ア）-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類 （イ） 太陽熱利用設備 （イ）-1 製品カタログ等及び別表 1 第 1 項第 4 号イに適合していることがわかる書類 （イ）-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類 キ 当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類 (2) 買取再販型 ア 補助対象者の住民票の写し（申請時点において取得後 3 か月以内に現況と変更がないもの） イ 第 3 条第 2 項第 2 号エに規定する契約に係る書面の写し ウ 第 3 条第 2 項第 2 号エに規定する契約に係る書面の写しに対象住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が対象住宅に係る契約であること分かる書類 エ 横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約 オ 対象住宅の改修計画図面（配置図、平面図、立面図、断面図等） カ 別表 1 第 2 項に規定する一定以上の断熱材を使用した躯体の断熱改修工事の実施がわかる書面の写し（当該書面又は付属する仕様書、内訳書等において、施工される断熱材の使用量が分かること） キ 別表 1 第 1 項第 4 号に規定する再エネ設備を備えていることが分かる書類 （ア） 太陽光発電設備 （ア）-1 発電量が分かる書類及び製品カタログ等及び J E T 等の認証書 （ア）-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類 （イ） 太陽熱利用設備 （イ）-1 製品カタログ等及び別表 1 第 1 項第 4 号イに適合していることがわかる書類 （イ）-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類 ク 当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類	3 共通 (1) 第 6 条第 1 項の申請を行っていない場合は別表 2 の書類 (2) その他市長が必要と認める書類
---	--

別表 4 実績報告提出書類（第12条関係）

1 子育て世代の住替え補助対象世帯

(1) 既存住宅改修型

- ア 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内に現況と変更がないもの）
- イ 第12条に規定する実績報告時点において、子育て世帯等に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し。なお、交付決定日以降に変更が無い場合は省略できる。
- ウ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類。
- ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し
 - ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し
- エ 対象住宅の登記事項全部証明書（建物の登記事項全部証明書）又は建物の所有権登記申請書の写し（ただし、登記申請書の写しを提出する場合は、申請が受付されたことが分かる書類も提出すること。また、後日に建物の登記事項全部証明書を提出すること）など対象住宅の所有者が分かる書類
- オ リノベーション工事後の対象住宅が断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することがわかる書類（令和7年4月1日以降に評価された建設住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関による評価に限る））
- カ リノベーション工事後の対象住宅が耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1以上かつ耐震等級（構造躯体の損傷防止）1以上の性能を有していることがわかる書類（令和7年4月1日以降に評価された建設住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関による評価に限る）等）
- キ リノベーション工事を行ったことがわかる工事施工中の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）
- ク 第8条第1項の申請時において、再エネ設備を設置することがわかる書類を提出した場合、再エネ設備が設置されたことがわかる書類
- ケ 対象住宅の工事契約に係る費用を、補助対象者が支払ったことがわかる書類
- コ 当要綱に基づく補助金以外に国等の補助金が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類（第8条1項の申請時から変更がある場合に限る）

(2) 買取再販型

- ア 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内に現況と変更がないもの）
- イ 第12条に規定する実績報告時点において、子育て世帯等に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し。なお、交付決定日以降に変更が無い場合は省略できる。
- ウ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類。

- ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し
- ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し

エ 対象住宅の登記事項全部証明書（建物の登記事項全部証明書）又は建物の所有権登記申請書の写し（ただし、登記申請書の写しを提出する場合は、申請が受付されたことが分かる書類も提出すること。また、後日に建物の登記事項全部証明書を提出すること）など対象住宅の所有者が分かる書類

オ リノベーション工事後の対象住宅が断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することがわかる書類（令和7年4月1日以降に評価された建設住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関による評価に限る））

カ リノベーション工事後の対象住宅が耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1以上かつ耐震等級（構造躯体の損傷防止）1以上の性能を有していることがわかる書類（令和7年4月1日以降に評価された建設住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関による評価に限る）等）

キ リノベーション工事を行ったことがわかる工事施工中の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）

ク 第8条第1項の申請時において、再エネ設備を設置することがわかる書類を提出した場合、再エネ設備が設置されたことがわかる書類

ケ 対象住宅の売買契約に係る費用を、補助対象者が支払ったことがわかる書類

コ 当要綱に基づく補助金以外に国等の補助金が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類（第8条1項の申請時から変更がある場合に限る）

2 定住補助対象世帯

(1) 既存住宅改修型

ア 補助対象者の住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）

イ リノベーション工事後の対象住宅が断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することがわかる書類（令和7年4月1日以降に評価された建設住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関による評価に限る））

ウ リノベーション工事後の対象住宅が耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1以上かつ耐震等級（構造躯体の損傷防止）1以上の性能を有していることがわかる書類（令和7年4月1日以降に評価された建設住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関による評価に限る）等）

エ リノベーション工事を行ったことがわかる工事施工中の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）

オ 第8条第1項の申請時において、再エネ設備を設置することがわかる書類を提出した場合、再エネ設備が設置されたことがわかる書類

カ 対象住宅の工事契約に係る費用を、補助対象者が支払ったことがわかる書類

キ 当要綱に基づく補助金以外に国等の補助金が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類（第8条1項の申請時から変更がある場合に限る）

(2) 買取再販型

ア 補助対象者の住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）

の)

イ 対象住宅の登記事項全部証明書（建物の登記事項全部証明書）又は建物の所有権登記申請書の写し（ただし、登記申請書の写しを提出する場合は、申請が受付されたことが分かる書類も提出すること。また、後日に建物の登記事項全部証明書を提出すること）など対象住宅の所有者が分かる書類

ウ リノベーション工事後の対象住宅が断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することがわかる書類（令和7年4月1日以降に評価された建設住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関による評価に限る））

エ リノベーション工事後の対象住宅が耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1以上かつ耐震等級（構造躯体の損傷防止）1以上の性能を有していることがわかる書類（令和7年4月1日以降に評価された建設住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関による評価に限る）等）

オ リノベーション工事を行ったことがわかる工事施工中の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）

カ 第8条第1項の申請時において、再エネ設備を設置することがわかる書類を提出した場合、再エネ設備が設置されたことがわかる書類

キ 対象住宅の売買契約に係る費用を、補助対象者が支払ったことがわかる書類

ク 当要綱に基づく補助金以外に国等の補助金が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類（第8条1項の申請時から変更がある場合に限る）

3 共通

その他市長が必要と認める書類